

(平成24年8月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月31日
② 平成20年7月31日
③ 平成20年12月31日

A事業所における申立期間の賞与に届出誤りがあったので、年金記録を実際に支給された賞与額に基づく記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する賞与明細書により、申立人は50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び③の賞与支払日については、上述の賞与明細書及びA事業所の回答から、平成19年12月30日及び20年12月30日を支払日とする標準賞与額に係る記録を、それぞれ19年12月31日及び20年12月31日に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を30万円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を45万円、申立期間③の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年12月31日
② 平成20年7月31日
③ 平成20年12月31日

A事業所における申立期間の賞与に届出誤りがあったので、年金記録を実際に支給された賞与額に基づく記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する賞与明細書により、申立人は、申立期間①は30万円、申立期間②は45万円、申立期間③は50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び③の賞与支払日については、上述の賞与明細書及びA事業所の回答から、平成19年12月30日及び20年12月30日を支払日とする標準賞与額に係る記録を、それぞれ19年12月31日及び20年12月31日に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与

に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成13年11月から14年4月までの期間は20万円、同年5月は19万円、同年6月から同年9月までの期間は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成13年11月から14年9月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年2月21日から14年10月28日まで

ねんきん定期便で標準報酬月額について確認したところ、申立期間当時にA事業所から支給されていた給与より低額の標準報酬月額が記録されていることが分かった。給与明細書を所持しているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び給与総支給額から、申立期間のうち、平成13年11月から14年4月までの期間は20万円、同年5月は19万円、同年6月から同年9月までの期間は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が提出した健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び同改定通

知書において、事業主が届け出た報酬月額、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合うものであることが確認できることから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 12 年 2 月から 13 年 10 月までの期間については、給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（1 万 7,350 円）に見合う標準報酬月額（20 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（平成 12 年 2 月から 13 年 9 月までの期間は 20 万円及び同年 10 月は 30 万円）と一致している、又は低額となっていることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和25年8月25日に船員保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の船員保険被保険者の資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和25年8月から26年1月までは3,500円、同年2月は4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月25日から26年3月1日まで

年金事務所に船員保険の年金加入期間を照会したところ、申立期間について船員保険に加入していた事実はない旨の回答を得たが、昭和25年8月から1年間ほどA船舶所有者のB船舶で甲板員として働いており、船員手帳も所持しているので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳の記録によれば、申立人は、昭和25年8月25日から26年7月12日まで、A船舶所有者（船舶所有者名簿によれば、昭和25年12月からC事業所が船舶所有者となる。）のB船舶に甲板員として雇用されていたことが確認できる。

また、C船舶所有者のB船舶に係る船員保険被保険者名簿によれば、申立人が記憶する元船長及び複数の元甲板員は、申立期間について当該船舶で船員保険の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、i) 船員手帳を所持する複数の元同僚から、同手帳に記載されたB船舶における雇入年月日を聴取したところ、当該雇入年月日は、船員保険の資格取得年月日と一致していること、ii) 申立人及び元同僚は、「B船舶の乗組員は30人ぐらいだった。」と述べており、B船舶の船員保険被保険者名簿で確認する申立期間当時の被保険者数とおおむね一致することから、事業主は、乗組員を雇入れと同時に船員保険に加入させていた可能性が高いものと考えら

れる。

一方、B船舶の船員保険被保険者名簿では、申立人の資格取得年月日は昭和26年3月1日と記載されていることが確認できる。

しかしながら、上述の被保険者名簿において、昭和26年3月1日が資格取得年月日とされる申立人を含む3名全員に、同日より前の月である同年2月の標準報酬等級の変更記録が確認できる上、当該3名のうちの元同僚1名は、「昭和25年の夏頃からB船舶に乗って働いた。」と証言しており、当該元同僚が自分より後から乗船してきたと記憶する元甲板員は、申立期間中である同年1月10日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人の船員保険被保険者台帳では、前述の標準報酬等級の変更記録は昭和26年3月1日と記載されており、資格の取得日と標準報酬等級の変更日が同日付けと不自然な記録となっていることが確認できる。

さらに、日本年金機構に資格取得年月日より前の標準報酬等級の変更が記載されている理由について照会したところ、「申立人に係る年金記録の管理に不自然な点があることについて、合理的な説明はできない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人が昭和25年8月25日に船員保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人及び申立人と同様の職務であった元同僚に係るB船舶の船員保険被保険者名簿の記録から、昭和25年8月から26年1月までは3,500円、同年2月は4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成2年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月30日から同年10月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について被保険者記録が無いとの回答を得た。A事業所には平成2年9月30日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA事業所の回答から、申立人は、当該事業所に平成2年9月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における平成2年8月のオンライン記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成2年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月31日
② 平成20年7月31日

A事業所における申立期間の賞与に届出誤りがあったので、年金記録を実際に支給された賞与額に基づく記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する賞与明細書により、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額は、賞与明細書から確認できる賞与支給額から、当時の上限額である150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与

に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月1日から33年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得たが、A事業所には、昭和29年4月に入所した後、34年5月31日に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶及び複数の同僚の証言から、勤務期間については特定できないものの、申立期間当時、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に「30.9.1 全喪」の記載があり、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和29年4月1日から30年1月1日までの期間に厚生年金保険被保険者の資格を取得した者が申立人を含め61人確認できるところ、全員が同年9月1日までに被保険者資格を喪失している上、申立人を含む57人が同日付けで被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人が記憶する複数の同僚について、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和30年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる複数の者は、「ねんきん定期便によれば、自分は、昭和30年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、資格喪失日以降も引き続き同じ事業所に勤務していた。」と述べている。

さらに、B事業所（A事業所の名称変更後のC事業所を所管する事業所）は、「厚生年金保険料を給与から控除していながら、社会保険事務所（当時）に納付していないということはあり得ないと考えます。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
年金事務所に、厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険被保険者記録が確認できないとの回答を得たが、給与から申立期間の厚生年金保険料を控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、A事業所に在籍していた。平成 13 年 3 月の給与から申立期間の厚生年金保険料を控除された。」と主張している。

しかし、A事業所が保管する申立人に係る「辞令」に、「本日付を以って指導員を免ずる。平成 13 年 3 月 30 日」と記載されていることが確認できる。

また、A事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の備考欄に「平成 13 年 3 月 30 日退職」と記載されていることが確認できる。

さらに、雇用保険の記録により、申立人のA事業所における離職日は、平成 13 年 3 月 30 日であることが確認できる。

加えて、A事業所は、「厚生年金保険料は翌月控除で処理していた。平成 13 年 3 月の給与から申立期間の厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 1 日から平成 6 年 2 月 1 日まで

A事業所に勤務していた当時、当該事業所から支給された給与は毎月 36 万円ぐらいだったはずであるから、申立期間における標準報酬月額を実際に得ていた給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出したA事業所における平成2年及び3年の源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立期間のうち当該期間について、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額を超える給与を得ていた期間があることは確認できるものの、当該期間に係る厚生年金保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う額であることが確認できる。

また、申立期間のうち、上述以外の期間について、申立人は、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、当該期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

さらに、A事業所は、「申立期間当時における賃金台帳等の記録が残っていないため不明であるが、申立人が保管する源泉徴収簿兼賃金台帳から推認すれば、届け出た標準報酬月額に見合う保険料を控除していたと考えられる。」と回答し

ている。

加えて、A事業所に係るオンライン記録では、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 14 日から 47 年 3 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。A店で働いていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人は申立期間においてB事業所が経営するA店に勤務していたことが確認できる。

しかし、事業所名簿及びオンライン記録では、雇用保険の記録から確認できるB事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、B事業所の事業主は、申立期間当時の厚生年金保険の適用の状況について、「B事業所は、厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除していないと思う。」と回答している。

さらに、申立人が同僚として氏名を挙げた複数の者についても、オンライン記録によれば、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 2284 (事案 1959 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 1 日から 38 年 9 月 3 日まで

申立期間について、脱退手当金を受給していないとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、脱退手当金は受給していないので、改めて申立てを行いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が現存しており、脱退手当金決定何が作成されているなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できること、ii) 申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 38 年 12 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 9 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の申立ての際に分からなかった申立期間当時の住所と出産した病院名が分かったとして、母子手帳の写し、申立期間当時の住所地を記載したメモ等を新たな資料として提出しているが、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書の領収書欄に記載された住所は、母子手帳及び住所地を記載したメモに記載されている住所と一致していることが確認でき、申立人が提出した資料をもって、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。